

公告第946号

組合規約の一部変更について

組合規約を下記のとおり一部変更します。  
つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

新旧対照表

新	旧
<p>(予備費の費途) 第47条 <b>一般勘定のうち</b>、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保険給付費</li><li>(2) 納付金</li><li>(3) 保健事業費</li><li>(4) 還付金</li><li>(5) 財政調整事業拠出金</li></ul> <p><b>2 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>(1) 子ども・子育て支援納付金</b></li><li><b>(2) 子ども・子育て支援還付金</b></li></ul>	<p>(予備費の費途) 第47条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保険給付費</li><li>(2) 納付金</li><li>(3) 保健事業費</li><li>(4) 還付金</li><li>(5) 財政調整事業拠出金</li></ul> <p>新設</p>
<p>(準備金の保有方法) 第48条 準備金は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。</p> <p>ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 省略</li><li>2 介護納付金<b>及び子ども・子育て支援納付金</b>に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</li></ul>	<p>(準備金の保有方法) 第48条 準備金は次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。</p> <p>ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 省略</li><li>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号または第2号の方法によって保有しなければならない。</li></ul>
<p>附 則 この規約は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

令和8年4月1日

ダイハツ健康保険組合  
理事長 田中 光治